

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号）関係（保険会社単体）（等）の規定に基づき、金融庁長官が定める額を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十五号）

改正案	現行
<p>第四 規則別表（第五十九条の三第一項第三号）関係（保険会社連結）</p> <p>（）法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 規則別表（第五十九条の三第一項第三号）関係（保険会社連結）</p> <p>（）法第百三十条第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。</p> <p>第五 規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号）関係（保険持株会社）（）法第百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号）関係（保険持株会社）（）法第百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。</p>	<p>第四 規則別表（第五十九条の三第一項第三号）関係（保険会社連結）</p> <p>（）法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 規則別表（第五十九条の三第一項第三号）関係（保険会社連結）</p> <p>（）法第百三十条第二号に係る細目の項下欄八に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。</p> <p>第五 規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号）関係（保険持株会社）（）法第百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号）関係（保険持株会社）（）法第百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄八に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。</p>